

県福管連

かわら版

第127号

発行日:平成28年7月25日

発行:NPO法人福岡県マンション管理組合連合会

TEL:093-922-4877 FAX:093-922-4750

URL <http://www.kenfukukanren.net/>

E-mail fk.m-rengoukai@s3.dion.ne.jp

30周年記念式典が開催 成功裡に終了



7月10日に開催された30周年記念式典、祝賀会に多数ご参列いただきありがとうございました。北橋健治北九州市長をはじめ全国マンション連合会会長山本育三様ひびき法律事務所弁護士山上知裕様のご祝辞をいただき、永年会員及び永年賛助会員の表彰で式典は終了し、続いてのマンションコミュニティ研究会 代表の廣田信子氏の講演も滞りなく終了しました。

祝賀会ではジャズボーカリスト リズ タカコさんの歌とピアニスト武田真弓さんの演奏を楽しみながら楽しいひと時を過ごす事が出来ました。

式典にご出席いただけなかった、永年会員様及び永年賛助会員様には、感謝状及び記念品を送付させていただきました。今後も引き続き県福管連にご指導ご鞭撻を賜りますようお願い致します。

1 県福管連 支援活動紹介

5月29日の総会でもお話ししましたが、県福管連が実施している管理組合様業務を支援する活動の一部を紹介します。

県福管連では次の様な支援活動を行っております。① 会計支援 ② 管理規約無料診断 ③ 管理規約(細則)改正支援 ④ 理事会・定期総会への役員派遣 ⑤ 理事長・監事・顧問等の就任 ⑥ 滞納管理費の回収紹介 ⑦ 管理会社紹介 ⑧ 競売情報のお知らせ ⑨ 大規模改修工事支援 ((ア) 大規模改修工事コーディネート (イ) 長期修繕計画の作成 (ウ) 建物劣化診断(簡易診断)) ⑩ 特殊建築物定期報告 以上の支援活動を行っております。

2 会計支援業務

定期総会で会計報告がきちんとされている管理組合様は、マンション管理がうまく機能しているものと考えられます。会計報告がきちんとされていれば、マンションの課題や問題点がわかりやすくなり、今後の対策や改善すべき項目がわかります。しかし、会計業務は簡単そうで難しく、手間がかかるのも事実です。自主管理用の会計ソフトもありますが価格も高く自分のマンションに適合するか、うまく使いこなす事が出来るのか等、導入に躊躇されているのが現状ではないでしょうか。

このような悩みを解決するために県福管連では会計業務をお手伝いする支援活動を行っております。

2頁に続く

役員の見覧をお願いします。

<連絡先 県福管連 093-922-4877>

理事長									

貸借対照表や財産目録があることで管理組合が持っている財産が一目でわかり、大規模改修工事の時期や資金計画が立てやすくなります。又 管理費の納入状況も確認でき、早期の管理費未収対策が可能となります。

会計支援では A パターンと B パターンの 2 種類があり、A パターンは 1 年間を通じて会計を支援し、B パターンでは定期総会用（年度末決算）の作成となります。

A パターンでは、管理組合様から領収書（原本）、現金出納帳（小口現金のみ）のコピーをいただき月毎の収支計算書、管理費等組合員別集計表（未収金含）、貸借対照表、仕訳日記帳を管理組合様に毎月送付しますので日々の管理組合業務に役立ててください。

又、決算時会計資料として収支計算書、貸借対照表、財産目録、未納内訳書を作成しますので定期総会資料としてご利用ください。

B パターンでは、収支計算書、貸借対照表、財産目録、未納内訳書を作成しますので、定期総会資料としてご利用できますし、現時点での管理組合会計のチェック資料としてご利用する事も出来ます。

28 年 10 月より、会計業務支援費用を、利用いただきやすい価格に見直しを行います。これを機会に「安心・安全」な県福管連の会計支援業務を是非ご利用下さい。

料金は A パターン	30 戸まで	15,000 円/月	現行 30 戸までは 2 万円/月 30 戸超は 300 円/戸 加算します。
	50 戸まで	20,000 円/月	
	70 戸まで	27,000 円/月	
	100 戸まで	30,000 円/月	
	100 戸超	30,000 円/月+30 円×戸数	

B パターンは 50,000 円/回 (30 戸まで) 30 戸超は 500 円×戸数 (変更なし)

副会長 梅崎

平成 28 年度 特殊建築物定期報告書作成のご案内

特殊建築物定期報告というのは、3 年毎に建物の現状を県知事（政令指定都市は市長）までに提出することが、条例で義務づけられている報告です。

義務違反での事故発生の場合、損害賠償の他、多大な法的罰金も科せられます。

今年は、小倉北区が報告書提出義務年となっています。

7 月中に北九州市・福岡県から「定期報告」の説明会の案内があります。（但し、定期報告を、提出したことがない管理組合には案内が来ません。）

当連合会では、「特殊建築物定期報告」の作成を廉価にてお引き受けします。

行政への報告書提出も当連合会が代行します。但し、会員限定となっております。

★定期報告書作成の申込み予約は下記までにご連絡ください。追って現場検査日を連絡いたします。費用に関しても担当者がお答えいたします。

- ・ 申込期間 : 平成 28 年 7 月 1 日より
- ・ 検査予定日 : 原則 8 ~ 10 月に予定 (相談の上決定)
- ・ 検査当日に準備して頂く書類や鍵・捺印等は予約連絡時説明します。

福岡県マンション管理組合連合会

Tel 093-931-0177 (事業部) Fax 093-922-4750

担当者: 松本・國家 (くにか)

熊本地震義援金協力のお願い

5～6月に管理組合の皆様にお願いしました、義援金協力、現在 30 周年記念式典にて、¥8,740、筑豊の管理組合様¥30,000、小倉北区の管理組合様¥30,000 合計¥68,740 の集計結果となっております。

引き続き、募集を継続したいと思っております。宜しく申し上げます。
振込にて可「義援金口座番号」福岡銀行 三萩野支店 1736851 他問合せ
「口座名義人」 県福管連 理事 石川靖治（ヤスハル）

新役員研修会のお知らせ

平成 28 年度新役員研修交流会を開催します。

管理組合の役員が知っておくべきこと、やるべきことについて研修してみても如何でしょうか？7月29日（金曜日）まで受付可能です。若干の余裕があります。

（資料作成のため、必ず電話予約してください。）

日時： 平成 28 年 7 月 30 日（土）13：30～16：00

会場： 県福管連セミナー室（駐車場は近隣のコインパーキングを利用して下さい。）

参加費： 会員（無料） 非会員（一人 1,000）

講師： マンション管理士 藤野 雅子氏

- 内容： ① 理事会の開催と運営要領
② 総会の開催と運営要領
③ 役員の業務内容と実施要領
④ 管理会社の選択と日頃の関わり方

* 30 分程参加者同士の意見交換、質問等、交流会を行います。聞くだけでも可です。

申し込み： 県福管連事務局 093-922-4877 まで

八幡支部セミナーのお知らせ



—マンションの安全・安心・快適化へのチャンス—

参加者限定で防犯診断を無料でサービス！

開催日時：平成 28 年 9 月 24 日（土）13：30～16：00（受付 13：00～）

会場：黒崎ひびしんホール1階（旧厚生年金病院跡地）

参加費：無料（定員 40 名） 申し込み：県福管連事務局まで

講師：(株)デンソーセールス 防犯設備士 今村 貴志氏

内容：「マンションの防犯・防災設備編」13：30～15：00

質疑応答・交流会 15：15～16：00

*耐震ブレーカー・防犯カメラ（自動追尾システム・不正侵入監視）生活安全通報システム）等、今回のセミナーは「防犯」「防災」をキーワードに最新設備について理解を深めるべく説明会を企画しました。

****新正会員紹介 H27/6月～12月****

- ① アーティックス大手町 (6月) (理事長名は入会時の理事長)
*北九州市小倉北区大手町4-10 榎本正博理事長
- ② パークタウン大手町住宅 (10月)
*北九州市小倉北区大手町16 有田秀昶理事長
- ③ サンパーク南八千代 (11月)
*北九州市八幡西区南八千代9-3 山田茂法理事長
- ④ リヴィエール 曾根ティアラ (11月)
*北九州市小倉南区田原新町1-30-30 小関浩文理事長

7末～8月度 行事あんない

開催日時	テーマ	会場	講師・出席者
7月26日(火) 18時00分～ 17時30分	第3回理事会	セミナー室	役員
7月30日(土) 13時30分～ 16時00分	新役員研修会	セミナー室	藤野雅子氏・役員
8月9日(火) 18時00分～ 20時00	地区相談会(予約要)	門司生涯学習 センター	小野・吉村
8月10日(水) 18時00分～ 20時00分	管理運営相談会	門司生涯センター	小野
8月24日(水) 13時30分～ 15時00分	県相談会(予約要)	商工貿易会館	小野・井上

よろず相談会(弁護士無料相談)の案内:会員限定

県福管連では毎月1回、弁護士による無料相談会(会員管理組合限定)を県福管連セミナー室で、開催しております。最近、相談件数が増加傾向にあります。先月は、すぐに予約満杯となりました。マンションに関わるどんな相談にも、マンション問題研究会所属の弁護士が対応させていただきます。事前予約が必要ですが、お悩みの懸念事項があれば、この機会に是非相談してみても如何ですか?(連合会加盟の管理組合役員だけでなく区分所有者、賛助会員も可です。)管理規約持参のこと。

一回の相談会で原則4件まで対応可能で、来月は後、3件予約可能です。

(予定) 8月9日(火) 17:00～ 渡邊典子 弁護士 以上